

観光圏整備事業における旅行業法の特例の概要

特例の内容

- ① 国土交通大臣の認定を受けた滞在促進地区内の宿泊業者(ホテル・旅館等)が、観光圏内における宿泊者の旅行について、旅行業者代理業を営むことができることとする(観光圏内限定旅行業者代理業)。
- ② 上記①の場合には、旅行業法上の必置資格である旅行業務取扱管理者に代えて、一定の研修を修了した者を選任できることとする。

新制度創設によるメリット

<旅行者>

○ホテル・旅館のフロントで着地型旅行を申し込むことが可能

このツアーに参加してみたい!

手続きも便利!

⇒旅行満足度の向上

<宿泊業者>

○幅広いサービスの提供が可能

宿泊サービス



体験型ツアー



⇒集客力の向上、リピーターの確保

<旅行業者>

○宿泊業者への委託販売が可能

商品提供



⇒着地型旅行商品の販路拡大

地域の魅力を生かした着地型旅行商品による旅行者の滞在促進

(解説)観光圏整備事業における旅行業法の特例について



特例の内容

- ① 観光圏整備事業を実施しようとする滞在促進地区内の宿泊業者(ホテル・旅館等)が、観光圏内に限定した旅行業務の取扱いを行うことができる(「観光圏内限定旅行業者代理業」)。
- ② 上記①の場合には、旅行業法上の必置資格である旅行業務取扱管理者(国家試験)に代えて、一定の研修を修了した者を「観光圏内限定旅行業務取扱管理者」として選任することができる。

旅行業務の取扱いの範囲

- ① 所属旅行業者(第1～3種)から業務委託された範囲に限る。
- ② 観光圏内の旅行商品の取扱いに限る。
- ③ 旅行商品を販売できる対象は、認定を受けた自らの宿泊施設の宿泊者に限る。

できること

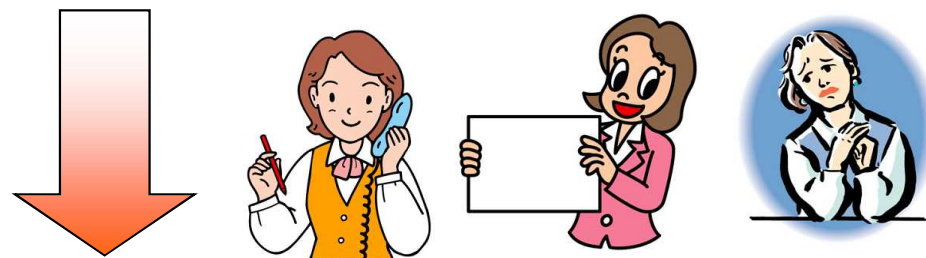
- ・ホテル・旅館のフロントでの着地型旅行商品等募集型企画旅行(パッケージツアー)の販売ができる。
- ・電車、バス及び宿泊予約等の手配業務ができる。
- ・所属旅行業者が他の旅行業者と委託販売契約を結んだ募集型企画旅行商品(パッケージツアー)の販売ができる。

できないこと

- ・自ら旅行商品を企画して募集、販売はできない。
- ・所属旅行業者(第1～3種)以外の旅行業者が実施する募集型企画旅行(パッケージツアー)の販売はできない。
- ・観光圏のエリアを越える旅行商品の取扱いはできない。
- ・認定を受けた自らの宿泊施設の宿泊者以外(日帰り客等)を対象とした旅行業務はできない。

旅行業法の特例を活用しようとする前に...

- ・観光圏内限定の旅行商品(所属旅行業者)の検討
- ・観光資源等との連携による対応が可能か
- ・登録免許税等の諸費用がかかる
- ・一定の研修を受講することが必要。また、それに伴うテキスト代等研修受講費の費用もかかる
- ・手数料収益事業として可能となるか
- ・観光圏整備実施計画の認定期間を超えて事業を継続できない 等

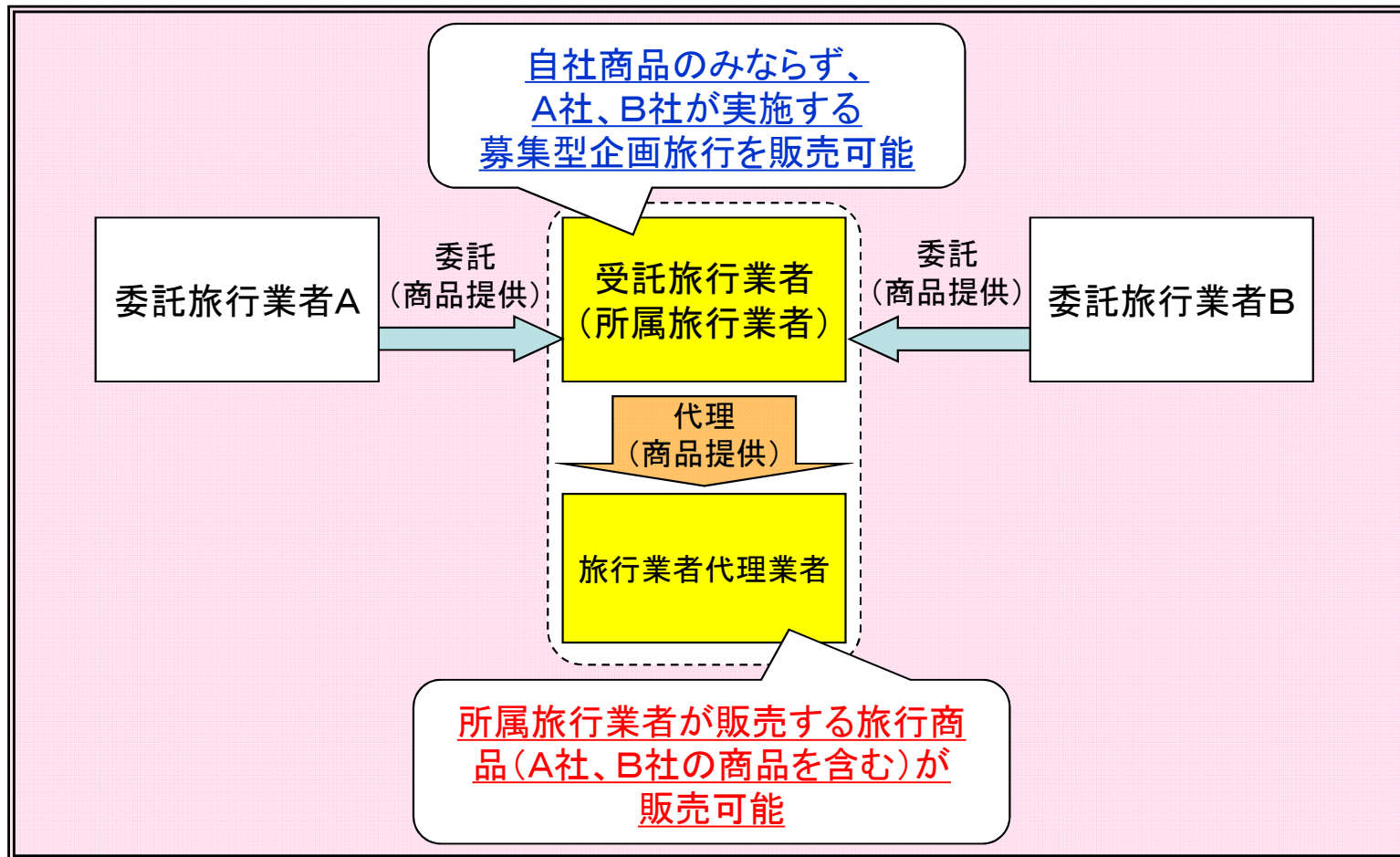


旅行業法の特例を活用した場合の効果は？

効果

- 旅行者 ⇒ 宿泊利便向上、旅行満足度向上
- 宿泊業者 ⇒ 集客力向上、リピーターの確保
- 旅行業者 ⇒ 着地型旅行商品の販路拡大
- 地域全体 ⇒ 滞在力の促進、観光消費拡大 等

(参考) 旅行業者代理業者が取扱することができる旅行について



(企画旅行を実施する旅行業者の代理)

第14条の2 旅行業者は、他の旅行業者が実施する企画旅行(参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。)について、当該他の旅行業者を代理して企画旅行契約を締結することを内容とする契約(以下「受託契約」という。)を締結したときは、第三条の規定にかかわらず、旅行業者代理業の登録を受けなくても、当該受託契約の相手方(以下「委託旅行業者」という。)を代理して企画旅行契約を締結することができる。

2 前項の規定により委託旅行業者と受託契約を締結した旅行業者(以下「受託旅行業者」という。)が、当該受託契約において、当該受託旅行業者を所属旅行業者とする旅行業者代理業者のうち当該委託旅行業者を代理して企画旅行契約を締結することができるものを定めたときは、その受託契約において定められた旅行業者代理業者(以下「受託旅行業者代理業者」という。)は、当該委託旅行業者を代理して企画旅行契約を締結することができる。

3 (略)

(旅行業者代理業者の旅行業務等)

第14条の3 旅行業者代理業者は、前条第二項の規定により代理して企画旅行契約を締結する場合を除き、その所属旅行業者以外の旅行業者のために旅行業務を取り扱ってはならない。